

# 一般社団法人長崎県発明協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人長崎県発明協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県大村市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、発明の奨励、青少年等の創造性開発育成及び知的財産権制度の普及啓発等を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって長崎県経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 発明の奨励に関する表彰及び展覧会等の事業
- (2) 青少年等の創造性開発に関する指導、相談及び情報提供等の事業
- (3) 知的財産権制度の普及啓発に関する指導、相談及び情報提供等の事業
- (4) 前各号に係る人材育成等の事業
- (5) 前各号の事業の推進に功績のあった者の表彰等の事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(発明協会との連携)

第6条 当法人は、社団法人発明協会（以下、「発明協会」という。）と連携して事業を行う場合、長崎県における事業を分掌し、実施する。

2 前項の事業の推進に必要な事項については、別途、発明協会と取り決めるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により会員となった者とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第8条 当法人の会員として入会しようとする者は、所定の申込書により申請をし、理事長の承認を得なければならない。

2 団体会員は、その団体の代表者として当法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「団体代表者」という。）を定め、当法人に届け出なければならない。

(会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。

(退会及び会員資格の喪失)

第10条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
  - (2) 失踪宣告を受けたとき
  - (3) 団体たる会員が破産したとき
  - (4) 会費を1年以上納入しないとき
- (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が法令又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項に限り決議することができる。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、会員社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理・書面による行使)

第19条 社員総会にやむを得ない理由のため出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する会員は、前条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事がこれに署名押印もしくは記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2人以内を副理事長とし、1人を専務理事とすることができる。

3 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員(団体会員にあっては団体代表者。次項において同じ。)の中から選任する。

2 前項の定めにかかわらず、理事及び監事は、社員総会の決議によって会員以外の者から選任することができる。

3 理事長、副理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の理事と

一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第23条 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事は、理事長の命を受け、事務を掌理する。

4 理事は、当法人に関する重要事項を審議する。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び参与)

第28条 当法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4 第24条第1項の規定は、顧問について準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行に関する決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(4) 顧問及び参与の選任

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長または各理事が理事会を招集する。

(決議の方法)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

3 理事は、自ら理事会に出席せず書面又は代理人をもって議決権を行使することはできない。

4 前3項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることのできる理事の全員が書面をもって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印もしくは記名押印する。ただし、理事長が理事会を欠席した場合には、出席した理事及び監事が議事録に署名もしくは記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。ただし、総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

## 第9章 事務局

(事務局)

第41条 当法人に、その事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

## 第10章 附則

(委任)

第42条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

第44条 社団法人発明協会が一般社団法人又は公益社団法人となった時は、第6条中、「社団法人」とあるのは、それぞれ「一般社団法人」又は「公益社団法人」と読み替える。

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(住所) 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1748番地7

(氏名) 馬場良二

(住所) 長崎県諫早市多良見町シーサイド1番地31

(氏名) 加藤 敏

(設立時役員等)

第46条 当法人の設立時役員等は次のとおりである。

設立時理事 田 中 博

設立時理事 菅 洋 一

設立時理事 水 野 優

設立時代表理事 田 中 博 (住所・長崎県大村市古町二丁目457番地7)

設立時監事 高 尾 義 人

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人長崎県発明協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員馬場良二外1名の定款作成代理人司法書士吉田修司は、電磁的記録である本定款を作成しこれに電子署名する。

平成22年12月22日

設立時社員 馬場良二

設立時社員 加藤 敏

上記設立時社員2名の定款作成代理人

長崎市万才町6番33号高木ビル3階

司法書士 吉 田 修 司